

総 税 固 第 48 号
令和元年 12 月 27 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
（市町村税担当課扱い）
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿
（市町村税・固定資産税担当課扱い）

総務省自治税務局固定資産税課長
（ 公 印 省 略 ）

市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係る
オンライン化等に関する留意事項等について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び同法第 422 条の 3 に基づく市町村長から登記所への通知については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成 31 年 4 月 26 日総税固第 31 号）（以下「4 月通知」という。）において示したとおり、令和 2 年 1 月に予定している法務省の登記情報システムの更改以降、市町村と当該市町村の区域を管轄する登記所（以下「管轄登記所」という。）との協議が整い次第、オンラインによる提供が可能となるところです。

この度、下記の点について、法務省と協議が整いましたので、お知らせいたします。また、法務省から法務局及び地方法務局に対し、別添 1、別添 2 及び別添 3 のとおり通知及び事務連絡が発出されていますので、申し添えます。貴都道府県内の市町村に対しても、この旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 地図及び図面情報の電子データによる提供について

(1) 概要

現在、登記済通知と併せて紙媒体により提供されている地図（地図に準ずる図面も含む。）並びに土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の図面情報（以下「地図及び図面情報」という。）について、その電子データによる情報の受渡しが可能となる。

(2) 運用開始時期等

電子データによる提供は、法務省の登記情報システムの更改が行われる令和2年1月から可能となる予定である。市町村は、管轄登記所と協議の上、必要な準備が調った段階で受渡しを行うことが可能である。また、電子データによる受渡しを開始した後も、当面の間、適宜紙媒体による受渡しを併せて行うことが可能である。

(3) 情報の受渡し方法

情報の受渡し方法は、オンライン（4月通知で示した登記済通知と同様の方式）又は電磁的記録媒体（USBメモリ等）による方法とするが、可能な限り、登記済通知と同様の方法が望ましい。

ただし、行政機関間における情報連携の効率化やより厳重な情報セキュリティの確保の観点から、将来的には原則としてオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたい。

(4) データ形式及び項目

別添2（法務省事務連絡）の別紙1（仕様書）を参照いただきたい。

2 市町村長と管轄登記所との間の覚書について

登記済通知並びに地図及び図面情報の電子データによる受渡しを行おうとする場合には、別添3別紙に倣い管轄登記所との間で覚書を定めていただきたい。

なお、現在、覚書を取り交わし、登記済通知の電磁的記録媒体による受渡しを行っている市町村が、今後、登記済通知のオンラインによる受渡し又は地図及び図面情報の電子データによる受渡しを行おうとする場合にも、改めて別添3別紙に倣い覚書を取り交わす必要がある。

3 検討課題等

「市町村長と登記所間における通知の電子媒体による実施について」（平成18年3月31日総税固第23号）2④において、今後の検討課題とされていた「6名以上の共有者の通知」については、現在、既に180名まで登記済通知データに記載される仕様となっているので留意いただきたい。

また、法務省は、上記1(3)の後段を踏まえ、より多くの市町村及び登記所において登記済通知並びに地図及び図面情報のオンライン化が実現するよう、今後も、市町村の意見等を踏まえ、引き続き各種システム改修の検討を行う予定である。

4 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る対応について

不動産取得税の課税のため、市町村長は、法第 73 条の 18 第 3 項の規定に基づき、自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、都道府県知事に、当該取得の事実を通知するものとされている。この「自ら不動産の取得の事実を発見した場合」には、登記済通知を受けた場合も含むものであり、市町村が登記所から提供を受けた登記済通知については、同項の規定に基づき都道府県に通知することが可能である。

今般、登記済通知のオンラインによる提供が可能となる（4月通知）が、当該通知データについても同様に都道府県への提供は可能であることから、市町村は、都道府県から依頼があった場合、可能な限り登記済通知データの提供に努めていただきたい。

この旨については、登記書との間で取り交わすこととなる覚書においても、都道府県への通知は、登記済通知データの目的外使用に当たらないことを明記することとしているので確認されたい（別添 3 参照）。

なお、本件は「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）に基づくものであり、都道府県（不動産取得税担当課）にも別添 4 のとおり通知しているので申し添える。

総 税 固 第 4 9 号
令和元年12月27日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿
東 京 都 主 税 局 長 殿
(不動産取得税担当課扱い)

総務省自治税務局固定資産税課長
(公 印 省 略)

地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの
不動産取得税の課税事務への利用について

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第382条に基づく登記所から市町村長への通知に係る電子データ（以下「登記済通知データ」という。）の不動産取得税の課税事務への利用について提案がありました。

不動産取得税の課税のための市町村から都道府県への通知については、法第73条の18第3項により行われているところですが、市町村が登記所から提供を受けた登記済通知データの取扱いについて、別添1のとおり「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」が本月23日に閣議決定され、この度、下記のとおり法務省と協議が整いましたので、お知らせ致します。

また、本内容については、都道府県（固定資産税担当課）あてに別添2のとおり通知するとともに、法務省から法務局及び地方法務局に対し、事務連絡が発出されていますので、申し添えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

・ 市町村から都道府県への登記済通知データの提供について

不動産取得税の課税のため、市町村長は、法第73条の18第3項の規定に基づき、自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、都道府県知事に、当該取得の事実を通知するものとされている。この「自ら不動産の取得の事実を発見した場合」には、登記済通知を受けた場合も含むものであり、市町村が登記所から提供を受けた登記済通知データについては、同項の規定に基づき都道府県に通知することが可能である。

令和2年1月より、登記済通知データについては、市町村と当該市町村の区域を管轄する登記所との協議が調い次第、オンラインによる提供が可能となるが、当該データについても同様に都道府県への提供が可能である。

この旨については、別添において市町村に対しても周知しているところであり、必要に応じて市町村と協議していただきたい。

当該データについては、不動産取得税の課税事務における不動産の取得の事実の把握に利用することになるが、目的外に使用することがないように、その取扱いには特に留意していただきたい。

また、都道府県側の過誤等によって受領したデータが外部に流出した場合、信用の失墜に加え、市町村と登記所との協力関係にも大きな影響を与えることになるため、その重要性等について周知徹底を図り、適正な運用に努めていただきたい。

なお、仮に、市町村が登記済通知データを入手することができないやむを得ない事情があり、市町村から登記済通知データを入手することができない場合については、登記所からの登記済通知データの提供等について個別に法務局又は地方法務局と相談されたい。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

令和元年12月23日
閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

（6）地方税法（昭25法226）

382条に基づく登記所からの通知に係る電子データ（以下この事項において「電子データ」という。）の不動産取得税の課税事務への利用については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が令和2年1月の登記情報システムの更改によりオンラインで得た電子データを用いて73条の18第3項に基づき都道府県に通知することが可能であることを明確化し、この対応によってもなお、市町村が電子データを入手することができないやむを得ない事情がある場合には、都道府県が登記所から電子データを入手する方策について個別に法務局等と協議することができることを、当該システムの更改の日までに地方公共団体及び登記所に周知する。

（関係府省：法務省）